

議案第98号

関市印鑑条例の一部改正について

関市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市印鑑条例の一部を改正する条例

関市印鑑条例（昭和51年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。